

明 監 報 第 6 号

財政援助団体等（あかし市民図書館、明石市立西部図書館の指定管理者）

監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和7年3月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 石 井 宏 法

同 正 木 克 幸

## 財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査の結果について

### 1 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
T R C ・ 長谷工 ・ 神戸新聞グループ	あかし市民図書館、 明石市立西部図書館	政策局 プロジェクト推進室 本のまち担当

### 2 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

### 3 監査の対象範囲

主として、令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 施設の管理運営について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 収入事務について
- (4) 支出事務について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 事業報告について
- (8) 各施設個別事項

### 5 監査の方法

監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

## 6 指定管理者等の概要

- (1) 指定管理者 TRC・長谷工・神戸新聞グループ
- (2) 指定管理者が行う業務
  - ① 図書館管理業務に関すること
  - ② カウンター・閲覧室業務に関すること
  - ③ 高齢者・障害者・外国人等へのサービスの提供に関すること
  - ④ 移動図書館業務に関すること
  - ⑤ 会議室・研修室の管理業務に関すること
  - ⑥ 館外返却業務に関すること
  - ⑦ イベント等企画運営業務に関すること
  - ⑧ 広報活動と情報発信に関すること
  - ⑨ 本のまち明石推進業務に関すること
  - ⑩ 図書館システム管理業務に関すること
  - ⑪ 施設の維持管理業務に関すること
- (3) 令和5年度指定管理料 375,297,453円
- (4) 指定期間 平成27年4月1日から令和6年3月31日まで

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項\*については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

財政援助団体等監査 (指定管理者監査)	施設の 管理運営	現金等 の管理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	物品 の管理	事業 報告	各施設 個別事項	計
件 数	1			2	3	2		4	12